

家畜衛生だより 令和6年2月号

紀北家畜保健衛生所 電話 073-462-0500
紀南家畜保健衛生所 電話 0739-47-0974
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所 電話 0735-58-1481

家畜伝染病予防法に基づく定期報告について

家畜を所有（飼育）する方は、毎年2月1日時点の飼育頭羽数等を定められた日までに県知事に報告しなければなりません。

（家畜伝染病予防法第12条の4）

家畜の種類	提出期限
牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚 ¹⁾ 、いのしし	令和6年4月15日
鶏、あひる ²⁾ 、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	令和6年6月15日

1) ミニブタ・マイクロブタを含む 2) アイガモを含む

提出書類（次のページ参照）を以下の管轄の提出先に、郵送・FAX・電子メール等により送付してください。

提出先	管轄郡市
<u>紀北家畜保健衛生所</u> 〒640-8483 和歌山市園部 1291 Fax : 073-462-5253 Email : e0704031@pref.wakayama.lg.jp	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 紀の川市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡
<u>紀南家畜保健衛生所</u> 〒649-2103 西牟婁郡上富田町生馬 321-10 Fax : 0739-47-2483 Email : e0704051@pref.wakayama.lg.jp	御坊市 田辺市 日高郡 西牟婁郡
<u>紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所</u> 〒649-5142 東牟婁郡那智勝浦町下里 490 Fax : 0735-58-1482 Email : e0704051@pref.wakayama.lg.jp	新宮市 東牟婁郡

提出書類

① 基本情報（全畜種共通）

* 対象者：全ての家畜の所有者

以下の URL、QR コードより様式をダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/siyouseiseikanri.html>



② 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

* 対象者：以下の表に示す家畜の所有者

家畜の種類	頭数
牛・水牛	1 頭以上
鹿、めん羊、山羊	6 頭以上
豚、いのしし	6 頭以上
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	100 羽以上
だちょう	10 羽以上
馬	1 頭以上

③ その他添付書類

* 対象者：上記②を提出する者

- 1 農場の平面図
- 2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
- 3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面
- 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面
- 5 埋却用地の確保の状況を記載した書類
- 6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、その状況を記載した書類
- 7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した書面
- 8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル
- 9 大規模所有者（※）（馬の所有者を除く。）の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

（※）大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。

- ① 成牛の場合 200 頭以上
- ② 育成牛等の場合 3,000 頭以上
- ③ 水牛・馬の場合 200 頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10 万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1 万羽以上

* 令和 7 年 2 月から定期報告の手続きが電子化されるので、その際は別途お知らせします。